平成２６年（フ）第１８９１号
福岡県糸島市前原北３丁目１番８号　202
債務者　松石　幸子
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８９５号
福岡県糸島市前原西２丁目３番６―505号
債務者　藤川商店こと　藤川　　徹
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８９７号
福岡県福津市中央２丁目５―34、住民票上の住所福岡県福津市福間南４丁目16番29号
債務者　田中　宏樹
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８９８号
福岡市中央区平尾２丁目９番17―1202号
債務者　柴山　　勉
1　決定年月日時　平成27年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９２０号
福岡市中央区大名１丁目４番24―406号
債務者　藏内　　圭
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９２２号
福岡市中央区伊崎４番14号
債務者　宮崎　和憲
1　決定年月日時　平成27年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９２３号
福岡市早良区原団地15番201号、前住所福岡県春日市春日２丁目25番地
債務者　久保田陽子
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９２４号
福岡市博多区冷泉町３―８―410号、住民票上の住所福岡市南区野間１丁目２番６―207号
債務者　勝田　健二
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９３５号
福岡県糸島市波多江駅北３丁目21番１号　205
債務者　三浦　寿一
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９３６号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2695番地９、前住所福岡県前原市大字高田250番地の１　コーポ中原106号
債務者　和田　　学
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９３７号
福岡市中央区福浜１丁目５番３―235号
債務者　東島　彌生
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９４３号
福岡県福津市宮司６丁目２番28号　フレグランス宮司Ｂ棟101号
債務者　竜口　真一
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９５８号
福岡市西区上山門２丁目40番18―201号
債務者　五石　達也
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１号
福岡市早良区南庄３丁目14番１号、前住所東京都青梅市師岡町１丁目127番地の１　ビックウエスト127．201号
債務者　清水昭之助
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５号
福岡市早良区小田部６丁目12番４号
債務者　河津　　歩
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０号
福岡市早良区飯倉２丁目１番28―101号、前住所福岡市早良区原２丁目９番20―105号
債務者　大山　有美
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３号
熊本市東区画図町大字重富523番地７
債務者　小川美和子
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係